日医発第37号(保 9) 平成22年4月19日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長 原中勝征

旧組合員証等の更新等及び組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについての一部改正について(国家公務員共済組合)

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(平成19年財務省令第52号。以下「平成19年改正省令」という。)により規定する旧組合員証等及び国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。)の規定に基づく特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について、別添1のとおり実施されますのでご連絡申し上げます。

また、平成19年10月22日付け日医発第648号(保 131)にて、平成19年改正省令による施行規則の改正により組合員証等(組合員証及び組合員被扶養者証、高齢受給者証並びに船員組合員証及び船員組合員被扶養者証)のカード化に関してご連絡申し上げているところでありますが、今般、組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて、別添2のとおり一部改正することとなりましましたので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 旧組合員証等の更新等について

(平 22.3.31 財計第 667 号 財務省主計局長)

2. 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについての一部改正について

(平 22.3.31 財計第 668 号 財務省主計局長)

財 計 第 6 6 7 号 平成22年3月31日

日本医師会会長 殿



旧組合員証等の更新等について

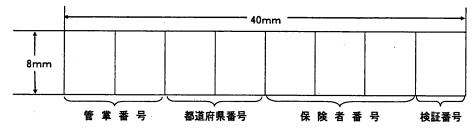
標記については、別紙のとおり実施することとしたので、参考までに送付します。なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしくお願い致します。

第1 旧組合員証等の更新について

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(平成19年財務省令第52号。以下「平成19年改正省令」という。)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同項に規定する改正前国共済施行規則(以下「改正前国共済施行規則」という。)第92条第1項(改正前国共済施行規則第95条第4項、第95条の2第3項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく平成19年改正省令附則第2条第1項に規定する旧組合員証等(以下「旧組合員証等」という。)の更新については、下記の1から9までにより、国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。)第105条の5の3第6項、第105条の7の2第4項及び第105条の9第4項において準用する施行規則第92条第1項の規定に基づく特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「特定疾病療養受療証等」という。)の更新については、下記の10から12までにより実施することとする。

(旧組合員証等の更新の実施時期について)

- 1 旧組合員証等の更新は、本年9月中に実施することとする。
- (コード番号の記入について)
- 2 組合員に対して新たに交付する旧組合員証等(以下「更新後旧組合員証等」という。)の「発行機関」の「組合(保険者)番号名称及び印」欄に記入する組合(保険者)番号は、同欄の名称及び印の上部余白の中央に昭和49年7月25日付蔵計第2419号通達「共済組合員証等の更新等について」別表に定める組合の8桁のコード番号(以下「コード番号」という。)を記入すること。
- 3 上記2により記入するコード番号は、次の枠内にゴシック体で記入すること。



(交付年月日等について)

4 更新後旧組合員証等の交付年月日は組合員に交付する年月日とし、有効期限は 平成27年9月30日とする。なお、交付年月日時点において、平成27年9月 30日前に平成19年9月21日付財計第1980号通達「組合員証等のカード化 等に伴う事務の取扱いについて」(以下「カード化通達」という。)に基づきカード 様式の組合員証等への切換えを行うことが明確となっている場合には、当該切換え を行うこととしている年月日の前日を有効期限とする。

ただし、任意継続組合員で上記の有効期限とした日前に任意継続組合員の資格を

喪失する日が到来する者に係る更新後旧組合員証等の有効期限は、当該任意継続組 合員の資格を喪失する日の前日とする。

(旧組合員証等の回収等について)

- 5 更新後旧組合員証等の交付と引換えに、現在交付している旧組合員証等を回収す ることとする。
- 6 上記5の回収に際し、現在交付している旧組合員証等を滅失したこと等により共済組合に提出できない者については、改正前国共済施行規則別紙様式第12号による組合員証等再交付申請書を必ず提出させ、組合員の資格等を確認の上、更新後旧組合員証等を交付すること。この場合においては、改正前国共済施行規則第91条第2項(改正前国共済施行規則第95条第4項、第95条の2第3項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用はないものとする。
- 7 回収後の旧組合員証等については、表面に油性マジック等で×印を表示するか穴 をあけるなど無効である旨を表示し、厳重に管理、保存したうえで保存期間終了後 速やかに破棄するなど、個人情報の漏洩が生じないよう万全を期すこと。

(更新後旧組合員証等の紙質について)

8 更新後旧組合員証等の紙質は、色上質特厚ロレモンとする。 (見本参考)

(更新後旧組合員証等の印影の印刷について)

9 更新後旧組合員証等の用紙にあらかじめ支部の住所、名称及び支部長印の印影を 印刷することについては、差し支えない。なお、その取扱いにあたっては在庫管理 等を厳格に行うこと。

(特定疾病療養受療証等の更新の実施時期について)

- 10 特定疾病療養受療証等の更新の実施時期は、前記第1の1と同様とする。 (新たに交付する特定疾病療養受療証等の交付年月日等について)
- 1 1 新たに交付する特定疾病療養受療証等の交付年月日は実際に交付する年月日とし、発効期日、発効年月日又は有効期限は従前の特定疾病療養受療証等のこれらの欄に記載されていた年月日とそれぞれ同一とする。

(特定疾病療養受療証等の回収等について)

- 12 現在交付している特定疾病療養受療証等の回収に関する手続については前記第 1の5から7までと、特定疾病療養受療証等の紙質については前記第1の8と、特 定疾病療養受療証等の印影の印刷については前記第1の9と同様とする。
- 第2 更新後旧組合員証等及び特定疾病療養受療証等の検認について

(更新後旧組合員証等の検認について)

1 平成19年改正省令附則第2条第2項の規定により読み替えられた改正前国共済 施行規則第92条第1項(改正前国共済施行規則第95条第4項、第95条の2第 3項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定による更新後旧組 合員証等の検認については、平成25年7月から同年10月までの間で本部長が定 める期間に実施することとする。

なお、この証として、更新後旧組合員証等の表面の左上に検認年月日(実際に検認した年月日)を示した検認印を押印し、検認の事跡を明確にした後、直ちに組合員に返却すること。

また、更新後旧組合員証等の検認を行うにあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 提出された更新後旧組合員証等については、組合員原票等と照合して組合員の 資格等の有無を確認すること。
- (2) 検認のために提出された更新後旧組合員証等の記載事項については、できるだけ診療報酬請求明細書の諸事項と照査する等適宜の措置を講じ、適正給付が図られるよう努めること。
- (3) 組合は、更新後旧組合員証等の検認を実施するにつき、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式による「共済組合員資格等証明書」を発行し、これらの者の受診に支障のないよう措置を講ずること。

この場合において、当該共済組合員資格等証明書には、「組合(保険者)番号」欄にコード番号を記入することとする。

(特定疾病療養受療証等の検認について)

2 施行規則第105条の5の3第6項、第105条の7の2及び第105条の9第 4項の規定において準用する施行規則第92条第1項の規定による特定疾病療養受 療証等の検認については、前記第2の1と同様とする。

第3 被扶養者の要件の確認について

平成19年改正省令附則第2条第2項の規定により読み替えられた改正前国共済施行規則第92条第1項(改正前国共済施行規則第95条第4項、第95条の2第3項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定による被扶養者の要件の確認については、組合員証(被扶養者の認定があるもの)、遠隔地被扶養者証又は船員組合員被扶養者証の交付を行った組合員に対して次のとおり行うこととし、無資格者の排除に努めることとする。

- (1) 毎年、7月からその年の10月までの間であって本部長が定める期間に実施すること。
- (2) (1)に掲げる本部長が定める期間の初日の前日において被扶養者を有する組合員に対して改正前国共済施行規則別紙様式第10号による被扶養者申告書の提出を求め、共済組合において再確認を行うとともに、組合員原票等の整備を行うこと。

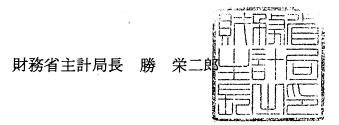
		— 共	冰	-	合	昌	次	按	ケ	€π	ЯĦ				
		7	1/9	小口	П	只	貝			ÄΠΞ	明	書			
1								交付年	月日			年		月	日
	* .						有 効	有効期間			年		年	月	
	T							·		至		年		月	月
所 属	所 在	地						組合	(保険	者)					
共済組合	名	称						<u></u>		l		<u> </u>		<u> </u>	
組合員	組合員記号番	- 1	記号						番	号				-	
	氏 及び 生年月	名日								年	月	-	日生	性別	男女
	現住	所												<u> </u>	
	資格 取年 月						年		月		B			-	-
証明対象者	氏 及び 生年月	- 1								年	月		日生	性別	男女
	現住														
	組合との続	- 1			証明発行	用書									
		11.3			JE 11	生 中				·					
備考										·					
上記記	上記記載内容について、相違ないことを証明します。														
		年		月	月		-								
発行機関名称												F	1		

注意事項1有効期間は、最小限の期間とし、交付の日から1月を超えないものとする。

- 2 「性別」欄は、該当しない「男女」のいずれかの文字を消すこと。
- 3 「備考」欄は、「所属共済組合」、「組合員」及び「証明対象者」欄以外で証明する必要がある下記 の場合について、それぞれ必要な事項を記載すること。
 - ・特定疾病療養受療証の代用として発行する場合:特定疾病療養受療証の代用である旨、認定疾病名 及び自己負担限度額
 - ・限度額適用認定証の代用として発行する場合:限度額適用認定証の代用である旨及び当該証の「適 用区分」欄に記載すべき事項
 - ・限度額適用・標準負担額減額認定証の代用として発行する場合:限度額適用・標準負担額減額認定 証の代用である旨並びに当該証の「適用区分」欄及び「長期入院該当」欄に記載すべき事項

財 計 第 6 6 8 号 平成22年3月31日

日本医師会会長 殿



組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについての一部改正について

組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて(平成19年9月21日付財計第 1980号)の一部を別紙のとおり改正することとしたので通知します。 なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしくお願いします。 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて(平成19年9月21日付財計第 1980号)の一部を次のように改正する。

「大蔵省令第54号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加え、「船員組合員証」を「高齢受給者証並びに船員組合員証」に改め、「並びに高齢受給者証」を削る。第1の1中「の国家公務員共済組合法施行規則」を「の施行規則」に、同6中「印等)は、」を「印等)は、必ず」に改め、後段として次のように加える。

この場合における保険者番号については、昭和49年7月25日付蔵計第2419号 通達「共済組合員証等の更新等について」別表に定める組合の8桁のコード番号をゴシック体で記入すること。第1の8中「検認又は」を削り、同11の(4)中「組合員証等再交付申請書(別紙様式第12号)」を「施行規則第91条第1項に規定する組合員証等再交付申請書」に改め、後段として次のように加える。

この場合においては、同条第2項の規定の適用はないものとする。

「第2 組合員証等の更新・検認に関する事項」を「第2 組合員証等の検認に関する事項」に改める。

第2の1中「国家公務員共済組合法施行規則」を「施行規則」に改め、「更新又は」及び「の時期」を削り、「従来どおりであるもの」を「平成22年3月31日付財計第667号通達「旧組合員証等の更新等について」第2の1に基づき本部長が定めた期間に実施すること」に改め、同2中「共済組合員資格証明書」を「上記通達で定める別紙様式による共済組合員資格等証明書」に改める。

第2の次に次のように加える。

第3 被扶養者の要件の確認に関する事項

施行規則第95条第3項(施行規則第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定による被扶養者の要件の確認については、組合員被扶養者証又は船員組合員被扶養者証の交付を行った組合員に対して次のとおり行うこととし、無資格者の排除に努めることとする。

- (1) 毎年、7月からその年の10月までの間であって本部長が定める期間に実施すること。
- (2) (1)に掲げる本部長が定める期間の初日の前日において被扶養者を有する組合員に対して施行規則第88条に規定する被扶養者申告書の提出を求め、共済組合において再確認を行うとともに、組合員原票等の整備を行うこと。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

•

正

Ž ř

○ 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて

(平成19年9月21日付財計第1980号) 改正平成22年3月31日付財計第668号

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(平成19年財務省令第52号)による国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。)の改正により組合員証等(組合員証及び組合員被扶養者証、高齢受給者証並びに船員組合員証及び船員組合員被扶養者証をいう。以下同じ。)のカード化を行ったところですが、その取扱いにあたっての留意事項について下記のとおり通知する。

記

第1 カード様式の組合員証等への切替えに関する事項

1 カード様式の組合員証等への切替えは、各共済組合の判断により、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の施行の日(平成19年9月21日)以降適宜行うことができること。なお、当分の間、改正前<u>の施行規</u>則の様式による組合員証等(以下「紙様式の組合員証等」という。)を交付することができることとしており、各共済組合において、紙様式の組合員証等の更新時期や財政状況等を考慮して判断することとし、カード様式の組合員証等へ切り替える際には、計画段階の早い時期に財務省主計局給与共済課と調整すること。

2~5 (略)

6 組合員証等の表面に記載することとされている事項(組合員証等の記号及び番号、組合員又は被扶養者の氏名、性別、生年月日、組合員の資格取得年月日又は被扶養者の認定年月日、発行機関所在地並びに保険者番号名称及び印等)は、必ず表面に記載すること。この場合における保険者番号については、昭和49年7月25日付蔵計第2419号通達「共済組合員証等の更新等について」別表に定める組合の8桁のコード番号をゴシック体で記入する

○ 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて (平成19年9月21日付財計第1980号)

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(平成19年財務省令第52号)による国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)の改正により組合員証等(組合員証及び組合員被扶養者証、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証並びに高齢受給者証をいう。以下同じ。)のカード化を行ったところですが、その取扱いにあたっての留意事項について下記のとおり通知する。

記

第1 カード様式の組合員証等への切替えに関する事項

1 カード様式の組合員証等への切替えは、各共済組合の判断により、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の施行の日(平成19年9月21日)以降適宜行うことができること。なお、当分の間、改正前の国家公務員共済組合法施行規則の様式による組合員証等(以下「紙様式の組合員証等」という。)を交付することができることとしており、各共済組合において、紙様式の組合員証等の更新時期や財政状況等を考慮して判断することとし、カード様式の組合員証等へ切り替える際には、計画段階の早い時期に財務省主計局給与共済課と調整すること。

2~5 (略)

6 組合員証等の表面に記載することとされている事項(組合員証等の記号及び番号、組合員又は被扶養者の氏名、性別、生年月日、組合員の資格取得年月日又は被扶養者の認定年月日、発行機関所在地並びに保険者番号名称及び印等)は、表面に記載すること。

<u>こと。</u>

7 (略)

8 組合員証等については、記載する文字の大きさを変更する、組合員証等の 更新を行うことを予定している日、共済組合の記章、組合員等の顔写真など 必要記載事項以外のものを記載する、組合員証等の余白に必要な事項を記載 するなど、各共済組合の判断により、所要の変更又は調整を加えることがで きるが、この場合においても、表面印字等が分かりづらくならないようにす ること。

9・10 (略)

11 上記の取扱いのほか、紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等 への切替えに当たっては、特に次の事項に留意すること。

(1)~(3) (略)

(4) カード様式の組合員証等への切替えに際し、紙様式の組合員証等を滅失したこと等により共済組合に提出できない者については、施行規則第91条第1項に規定する組合員証等再交付申請書を必ず提出させ、組合員の資格等を確認の上、カード様式の組合員証等を交付すること。この場合においては、同条第2項の規定の適用はないものとする。

12 (略)

第2 組合員証等の検認に関する事項

- 1 紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えを行った共済組合についても、施行規則第92条第1項(施行規則第95条第3項、第95条の2第3項及び第125条第2項の規定により準用する場合を含む。)に基づく組合員証等の検認については、平成22年3月31日付財計第667号通達「組合員証等の更新等について」第2の1に基づき本部長が定めた期間に実施することとする。
- 2 組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむ を得ない場合は、共済組合が発行する<u>上記通達で定める別紙様式による共済</u> 組合員資格等証明書を発行し、これらの受診に支障のないよう措置を講じる こと。

7 (略)

8 組合員証等については、記載する文字の大きさを変更する、組合員証等の <u>検認又は</u>更新を行うことを予定している日、共済組合の記章、組合員等の顔 写真など必要記載事項以外のものを記載する、組合員証等の余白に必要な事 項を記載するなど、各共済組合の判断により、所要の変更又は調整を加える ことができるが、この場合においても、表面印字等が分かりづらくならない ようにすること。

9・10 (略)

11 上記の取扱いのほか、紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えに当たっては、特に次の事項に留意すること。

(1)~(3) (略)

(4) カード様式の組合員証等への切替えに際し、紙様式の組合員証等を滅失したこと等により共済組合に提出できない者については、組合員証等再交付申請書(別紙様式第12号)を必ず提出させ、組合員の資格等を確認の上、カード様式の組合員証等を交付すること。

12 (略)

第2 組合員証等の更新・検認に関する事項

- 1 紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えを行った共済組合についても、<u>国家公務員共済組合法施行規則</u>第92条第1項に基づく組合員証等の<u>更新又は</u>検認<u>の時期</u>については、<u>従来どおりであるもの</u>とする。
- 2 組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむ を得ない場合は、共済組合が発行する<u>共済組合員資格証明書</u>を発行し、これ らの受診に支障のないよう措置を講じること。

第3 被扶養者の要件の確認に関する事項

施行規則第95条第3項(施行規則第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定による被扶養者の要件の確認については、組合員被扶養者証又は船員組合員被扶養者証の交付を行った組合員に対して次のとおり行うこととし、無資格者の排除に努めることとする。

- (1) 毎年、7月からその年の10月までの間であって本部長が定める期間に実施すること。
- (2) (1)に掲げる本部長が定める期間の初日の前日において被扶養者を有する 組合員に対して施行規則第88条に規定する被扶養者申告書の提出を求め、 共済組合において再確認を行うとともに、組合員原票等の整備を行うこと。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。